

大学教職教養科目としての日本国憲法講義に関する考察

— 大学シラバスから検証を試みる —

*Analysis of Lectures on the Constitution of Japan as Subject in Teacher Training
and General Education Course*

— *Verification Trial from Syllabus* —

中川 直毅 Naoki Nakagawa

(人間発達学部)

1. はじめに

(1) 本稿では、大学のシラバス（教育指導計画のこと。以下同じ）から大学教職教養科目としての日本国憲法の授業内容の検証を試み、考察していくことで、当該科目授業のあるべき姿について論究していくことにする。

まずは、大学の一般教育科目（共通教育科目）として「日本国憲法」の授業が設けられている意義について検討してみる。

憲法は、国家の基本法であり、日本国憲法においては、そこで基本原理たる基本的人権の尊重、平和主義、そして民主権を唱えている。民主権の対象者たる国民が、憲法の精神を知り、憲法が目指すところを広く調和的に知っておくことは、至極当然のことである。したがって、日本国憲法の科目は教養¹⁾としての意義があり、大学の一般教育として適合する授業科目であることについては容易に理解できる。

一方で、日本国憲法は教職課程の対象科目であることについても留意する必要がある。その根拠は後述するが、「学校で先生になる人に憲法の理解が求められる一つの理由は、学校が次世代の主権者を育てる場だからである。」²⁾との見解について、私も妥当であると思うし、改めて学校教師の職業の重責を認識する次第である。

このようなことから、一般教育科目である日本国憲法の授業内容の程度は、いわゆる教養としての憲法であり、大学法学部で展開されるような憲法解釈や比較憲法を中心とするいわゆる憲法学のようなレベルが求められているとは考え難い。それよりも、将来の日本を背負って立つ子ども、若者への教育を職としてその責任を担っていく教員としての資質を保つ、教養的なレベルが教職憲法として相応しいのである。

(2) このような理由から、本稿において、教授内容が公開されている大学シラバスを紙面調査することで、一般教育科目として、とくに教職科目について、教員に対する相応しい中庸性が維持されているのかを分析し日本国憲法授業の内容の実態に迫ってみたい。

1) 岩波国語辞典によると、教養とは、「学問・知識を一定の文化理想の下に、確り身につけることによって養われる、心の豊かさ」のこととしている。

2) 西原博史・齋藤和久編著『教職課程のための憲法入門』弘文堂 2017年 2頁

2. 日本国憲法が望む教員養成とは

——「教職の中庸性」、「シラバスの信頼性」について

(1) 大学教育において、国家の基本法たる所以からその重要度が高い授業科目「日本国憲法」は、どのように学生に教授展開されているのであろうか。現下の安倍政権の憲法改正動向に鑑みても、自然に日本国憲法改正に対しての注目が集まってくる。しかしながら、これは今に始まったことではなく過去にも幾度かの注目される時期があった³⁾。日本国憲法は成立以来72年の長きに亘り、改憲・護憲の立場から常に議論が重ねられながらも平行線をたどり、未だ一度も改正を見たことがない。この間に常に議論が分かれているのが、日本国憲法第9条に係る自衛隊の存在や自衛権の認否と、憲法との関係であり、そこに憲法制定過程の是非も加わることになる。これらは何れもが政治的な立場に拠り意見の隔たりのある政治的機微の高いものばかりである。

現在の日本国憲法改正の動きは国論を分けてしまっており、しかも昨今では、緊急事態条項、参議院合区解消、天皇の元首化、教育無償化、96条改正条項の緩和措置などが、改正「すべし」との意見として俎上に載ってきている。もっとも、「自衛隊や自衛権」「天皇の元首化」に関しての考え方の相違感は大きくまた細かくもあり問題となることが多いのであるが、逆にこれらが教職科目「日本国憲法」としての相応しい中庸性が維持されているのかを、大学シラバスを使ってスクリーニングする際には、最適な判別対象事項になると考える。新しく登場した感のある緊急事態条項についてもこれらに続くものであろう。

(2) 本題に入る前に、大学シラバスの信頼性を確認しておきたい。

大学教育の授業は、授業科目は文部科学省の指導下にあり、授業内容は、学校教育法や同法施行規則の定めを準用して行われ、シラバスも国際水準に準ずべくして作成される⁴⁾。そこには、講義の目的や概要、到達目標、評価基準、使用教材、授業日程とその内容の概要などが記載されることになり、授業はこのシラバスに則って行われることとなる。実際的には、大学教員に任せられているところも多々あるのだが、大学教員は信義に則って授業を担当していることから、授業はシラバスから大きく外れることなく展開され

3) 1952年のサンフランシスコ講和条約が締結される前に、米国から国家としての主権回復時には、憲法改正を国民に問うことを勧められていた。当時の吉田茂首相は、軽武装自衛による財政負担軽減を図って、その分で経済発展を進めるとする方向に舵を切っており、とくに大きな議論とはならなかった。

1956年に保守合同を実現した鳩山一郎首相が、憲法調査会法に基づき、内閣憲法調査会が、国会議員30人と学識経験者20人で発足して憲法改正を目指すことになった。しかしながら、著名な憲法学者の協力を得られないばかりか、逆に、護憲の立場の学者を中心に憲法問題研究会が発足し、活発な護憲運動が展開されることとなり、政府の調査会は鳴かず飛ばずとなって、1964年に中間報告書を提出後に解散した。

2000年に国会法に基づいて、日本国憲法についての広範且つ総合的な調査を行うために、参議院憲法調査会が設置されて、2005年には「日本国憲法に関する調査報告書」がまとめられた。

4) 文部科学省ホームページより抜粋

ている。また、昨今の情報公開の流れに合わせて、多くの大学はシラバスを一般公開することで、広く国民に授業情報の提供が図られている。

また、シラバスは、税理士試験などの国家試験では受験資格確認の際にその判定の照合に使用されることがあり、2006年の高等学校必修科目未履修事件（進学校を中心に受験科目でない授業を疎かな取り扱いにしていた問題）⁵⁾では、その調査に活用されたとする経緯もある。したがって、シラバスは、大学の社会的信用とも相まって、授業内容の履行が担保されているとの認識でよいと思う。

このような理由から、大学における一般教育科目である日本国憲法の授業内容を、大学シラバスを使ってとくに教職課程の科目としての視点で点検し、分析することで、本稿の目的を達するに大きな役割を担うものと期待するところである。

3. 教職憲法の課題

——「教員養成と憲法との関係」、「教授の自由についての検証」について

(1) 大学の一般教育科目の「日本国憲法」は、教職課程における免許状授与の際の、教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき必要とされる科目である。文部科学省による「日本国憲法」の名称を科目名に入れるとする一定ルール⁶⁾の設定はあるものの、大学によっては、「法学（日本国憲法）」「暮らしと法律（日本国憲法）」などと称している場合もあり名称は必ずしも統一的ではない。

国家の基本法である日本国憲法は、その前文に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて」と書かれており、続けて「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とも書いている。主権の意味は、「国家の統治権」（国家の支配権）、「国家権力の最高独立性」（対外的な独立性）、そして「国政についての最高決定権」と多様な意味がある中で、私は、代表民主制の下で国政が運営されている我が国の仕組みから鑑みて、ここでの主権とは「国政についての最高決定権」のことであると認識している。

日本国憲法の三大原理のうちでも、とりわけこの主権に関してが、全ての原理の基底をなしていると考える。国民主権について、日本国憲法においては、直接的な独立条項によ

5) 未履修問題とは、全国の幾つかの高校で、必須科目を教育委員会に提出している教育計画とは大幅に異なる内容にしていたことや、開講していないのに生徒が履修したかのように見せかけていた問題。修学旅行などの感想レポートを関連する必須科目の受講に代えることや、必須科目ではなく実際には受験に必要な科目を開講していたなどの事案が続出。2006年に富山県立の高校で発覚したのを皮切りに全国の高校で次々と明らかになった。

6) 大学の学則には、学校教育法施行規則第4条1項各号の事項を定めることが求められている。授業科目の名称変更に関しては、同項3号で教育課程を変更する際にも同様の措置が必要とされていることから、変更時には高等教育局長の通達による方式にて、文部科学大臣への届出が必要となる。また、新設大学や新たな学部・学科の設置については、完成年度が経過するまでの間は、学生への教育上の有効性が認める場合を除いて、カリキュラムの変更は認められていない。よって当然のことながら、その間に授業科目名称の変更もできない。

る明文規定はないものの、日本国憲法前文第一段で「日本国民は……ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とした上で、憲法第1条により「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」として、直接的な条項の文言ではないものの、主権は日本国民にあることを憲法前文と憲法第1条で明らかにしている。国家を動かすのは、我々国民であるとするところに疑う余地はない。

教育は、私が長らく属していたビジネス界においても大変重要なものと認識されており、人材育成の為の継続的な教育の施しが、職務上の有能な人材育成とその層の厚さの確保に繋がることから、企業の持続性のある発展に寄与するものとして、経営政策的にも力点が置かれる領域とされている。もっともビジネス界の繁栄とて国家あってこそ維持されるものであることに鑑みて、「国家百年の計は教育にあり」⁷⁾といわれる所以の通り、ビジネス界などで国家を栄え支えていく優秀人材輩出の素地を作ることは、国家の行く末を左右することになるのである。

教職に就く者は、幼児教育、初等教育などの領域を通じて、教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を人間像の目標として志向していくことになる。したがって、教職者は、学校教育を通じて「人格の完成」に寄与していくことになることから、非常に重要且つ責任のある職業に就く者ということがいえる。

教育基本法は、日本国憲法の下で規制され法制定され、運用されていることから、教職に就く者は、この人格の完成に寄与していくためにも、教育基本法の上位概念として根幹をなす日本国憲法を学び、体得する必要がある。このことは、前述の「はじめに」で記した、国政について最高決定する権利を有する国民主権者に対し教育する立場にあるのと同義語的な理由となる。これらは教職免許状の授与のための必修科目として存在し続けていく根拠となっている。

(2) 大学教員は、当然のことながら、専門領域を持っており、基本的人権として教授の自由（教育の自由）も有しているとされている。これに関連した最高裁判所の判例「ポポロ事件」⁸⁾について、京都大学名誉教授の佐藤幸治先生は、「大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とする」存在で、学校教育法第52条（現行の第83条）⁹⁾が「大

7) 「教育は国家百年の大計」ともいわれる。元々の出典は、中国戦国時代から漢代に書かれた法家の書籍「管子」の記載となるが、これが歴史上様々なケースで使用されてきて、言い回しに諸言が生じることになった。

8) 最高裁大法廷・昭和38年5月22日判決 刑集17巻4号 370頁。東大構内の教室で行われた、東京大学公認の学生団体（ポポロ劇団）主宰の演劇発表会に観客として入場していた警察官に暴力をふるった学生が、暴力行為等処罰法第1条1項違反で起訴された事件。

9) 現行の学校教育法第83条「1項：大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」「2項：大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」

学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」するところとしていることに照らし、大学において教授その他の研究者がその専門の研究の結果を「教授する自由」として保障されているとの見解を示されている¹⁰⁾。また、二松学舎大学の長谷川教授も、日本国憲法第23条の趣旨と学校教育法第83条（現行）に基づき「大学において教授その他の研究者がその専門研究の成果を教授する自由」があるとする見解を著書で述べておられる¹¹⁾。

私は、その後の最高裁判所の判例である旭川学力テスト事件¹²⁾の判決において、ポポロ事件では教授の自由が「学問の自由に」含まれているのかが曖昧であったが、当該判決で改めて含まれるものと明確に判示した点に鑑みても、これらの見解に従うものであり、日々の日本国憲法の授業もこれらの様に展開されていたとしても異論のないところである。

然るに、旭川学力テスト事件で判示された「普通教育における教師（教員）に完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されない」としている点¹³⁾と、その理由として、「①普通教育の生徒に教授内容を批判する能力はなく、教師が児童・生徒に対して強い影響力・支配力を有すること、②子どもの側に学校や教師を選択する余地が乏しく……」を挙げている点に留意すべきである。

最高裁判所の判示に副って普通教育に携わる教員の姿勢を考えると、普通教育の生徒は幼く判断能力も養成中であって意思表示が確りできる大人ではない為、国が教育指導要綱などで教授内容を道標的に示し、教員が人間力全開で支援していくことにより、人としての自立性及び自律的成長を願うということが趣旨であると考えられる。したがって、教職を目指していない学生諸君に対しては教授の自由が全面的に適用され、むしろ無限の可能性を求めべく心の豊かさに繋がることになり、より良き効果も期待できるだろう。それ故に、普通教育を担う教員に対しては、中庸な思想を以って、且つ政府が示す教育指導要綱に副った対応を図っていくことが然るべき姿であるはずである。したがって、大学教職課程の授業を担当する大学教員は、教授の自由が保障されていると雖も、その専門的な研究成果であるとしても保守的又は逆にリベラルな政治思想に基づく偏向的な教授方針は封印して、日本国憲法の中庸な授業を進めていくことが肝要であろう。

その結果として、教職課程を受講する学生諸君に広く情報を収集し自分の意思で考えてもらい、自己の考え方を固めてもらいたいとの期待を持つことができる。これによって、普通教育の教員になっても、例え、教育指導要綱に副った検定教科書¹⁴⁾に基づく授業

10) 佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂 2011年 242頁

11) 長谷川日出世『基礎日本国憲法 改訂版』成文堂 2017年 131～132頁

12) 最高裁大法廷・昭和51年5月21日判決 刑集30巻5号 615頁。1963年に文部省が全国一斉に実施した学力テストの際に、それに反対する教員が学力テスト阻止のための実力を行使し、公務執行妨害で起訴された事件。

13) 長谷川日出世『基礎日本国憲法 改訂版』成文堂 2017年 132頁

14) 検定教科書とは、学校教育法第34条の規定とその準用により、小学校、中学校及び高等学校に対し

を担任することになったとしても、特定の政治的立場に偏らず選択肢を狭めることもなく可能な範囲で情報を広く生徒に伝え、自由な発想を生み出す素地の構築を可能ならしめることができる。

このようなことから、学び中の学生に対して、とりわけ教職に就く学生に対しては、大学教員の研究成果であるとはいえ、論争の多いテーマについて他の意見があったとしても、それを顧みることなく教授することは、考える選択肢を狭めてしまうことにも繋がり、選択肢の幅が狭いまま、次世代に教育してしまう憂いが残ってしまう。

この点を本稿が論究していくことになる。教授内容については、公開されている大学シラバスから調査することで、仮に日本国憲法の授業が歪められたものであるようならば、教職科目として相応しい中庸性が維持されているのか否かを分析し、改善策を提案していくべきであろう。こうしたことから、正にこのシラバスを通じた紙面調査により授業実態を明らかにすることが本稿の捉えるべき課題となる。

4. 憲法の不幸な生い立ち

——「押し付けられた日本国憲法」、「スクリーニングの対象事項」について

(1) 昨今、日本国憲法改正に向けた動きが活発になっており、この動きの源泉となるのが、日本国憲法の成立過程にあると私は考えている。その成立過程についての評価は幾線にも分かれ、幾重にも重なりあった多様なものとなっており一筋縄では定まらない。

憲法改正への強い意思が作用した考え方では、現行憲法が、米国から押し付けられたものであるから、日本人自らの手による自主憲法制定を果たさない限り、真の主権国家とは言い難いとの見解となり、これには歴史的又は国際法視点による思いが根底にあるからであろう。この場合の主権は、国家権力の最高独立性を意味する。

一方では、憲法改正の必要性をそれ程高く認めていないとする意思が作用している考え方においては、確かに押し付けられた憲法ではあるものの、当時進駐軍の対日政策の穏健路線に乗っかっていき、政治体制を革命的な破壊から回避していくための選択としては妥当であったとの評価をされることが多い。また、制定後72年が経過し、我が国に定着しているとして、世界に誇れる三大原理を有する日本国憲法を改正するなどとは不要でとんでもないことであるとする、憲法改正の必要性を全く認めないとの意思が作用している考え方もある。

更に私は、この当時の政治状況の評価に加えて、日本国憲法の制定が、帝国憲法の改正手続きを確り遵守し行われたことが特筆すべきことであると考えている。憲法の通説¹⁵⁾で

て使用義務を課している、文部科学大臣の検定を経た教科書のこと。なお、教科書の定義は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条で、「教育課程の構成に応じた組織配列で、教科の主たる教材」「教授の用に供される児童・生徒用図書」及び「文部科学大臣の検定済で、文部科学省が著作権を有する」ものと定義されている。

15) 憲法改正の限界問題として、改正無限界説と改正限界説とがある。改正限界説が通説とされており、

は、憲法改正の限界があるとされる意見もあろうが、当時の政治的混乱期に粛々と改正手続が進められたことと、婦人参政権¹⁶⁾が初めて認められた上での国政選挙で選ばれた者による審議を得ていることから正当に成立したものと評価したい。

(2) このように、日本国憲法成立過程の歴史的評価は憲法改正、改正不要或いは一部修正追加などの多種多様な視点で色々な評価が生まれ、歴史的評価についても一定していないことが、日本国憲法としては不幸なことである。

日本国憲法が、大東亜戦争（当時の政府が正式決定した名称）の結果として、当時の進駐軍（占領軍）の総司令官マッカーサー元帥による、いわゆるマッカーサーノート（マッカーサー三原則¹⁷⁾を下地に、進駐軍総司令部の民生局の一部の官僚軍人の手によって、新憲法のたたき台となる原案が作成されている。それを当時の日本国政府が翻訳し、内閣法制局が日本の法律として運用できる体裁に相当な努力を払って改めた上で、憲法改正草案要綱、日本国憲法案として、衆議院、貴族院で審議することとした。憲法第25条1項として「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を加えるなど、一部修正は行ったものの、その殆どは進駐軍総司令部の政治的圧力によって、テニオハ類の修正程度に止まざるを得なかった。改正手続きはその後、帝国憲法第73条の改正手続きに則って進められ、枢密院¹⁸⁾の諮詢を経て、現行の日本国憲法として昭和21年11月3日に成立している。新しい憲法は、その前文で基本的人権の尊重・国民主権・平和主義の基本原則を示し、戦争の惨禍に苦しんだ国民には斬新なもので、当時の国民感情としては殆どの国民には好意的に受け止められた。

しかしながら、この憲法は、我が国と大東亜戦争を戦った相手方、連合国軍の占領下において考案されたことから、彼らの「日本国を二度と我々の眼前に立たせるようなことはさせない」との強い意志が働き、戦争放棄条項、軍備放棄条項が、国際法による国家主権の定義や、我が国の意向などをいわば無視するかのようにならざるを得なかった。これらについても、進駐軍総司令部と松本内閣大臣等¹⁹⁾との折衝で激しく応酬がなされたが、結果的には肝腎な部分では我が国の主張はことごとく退けられた上での承諾であっ

この説は「憲法は、その憲法所定の手続きによっても、基本原則の変更、或いはその憲法の同一性を損なう変更はできない」と論じている。これは東京大学の宮沢俊義博士が唱えた「八月革命説」、法的意味での一種の革命現象により新たな憲法が成立したとの考え方の前提となっている。

- 16) 現在では女性参政権と呼ばれている。1945年12月に衆議院議員選挙法が改正され、婦人参政権として女性の国政への参加が認められた。1946年4月10日の帝国議会の下では、最後となる衆議院選挙（第22回）において39人も女性代議士が誕生した。
- 17) 1946年2月3日に進駐軍総司令部マッカーサー元帥が、民生局長ホイットニー准将に示した憲法の三原則のこと。「①天皇は国家元首の地位にあり、その権能は憲法に基づき、国民の基本的意思に責任を負う。」「②国家の主権的権利としての戦争を放棄する。」「③日本の封建制度は廃止される。予算の型はイギリスにならう。」を必須項目とし、その他の詳細は民生局に任せるとしている。
- 18) 帝国憲法下における天皇の諮問機関であった。枢密院議長以下、枢密顧問官で構成されており、憲法問題も扱ったので当時「憲法の番人」ともいわれていた。1947年5月3日の日本国憲法施行日の前日に廃止された。
- 19) 幣原内閣の下で、松本内閣大臣を委員長とする憲法問題調査委員会が設置された。

た。その際に彼らが用いたのが（この憲法案を受け入れない限り）²⁰⁾マッカーサー元帥も天皇の身柄を極東委員会から（天皇を戦犯指名すべきとの要求に関して）²¹⁾守りきれないという脅し文句であった²²⁾。当時の政府は国体護持（天皇制の維持）を最大課題としていたことから、この脅迫的提案を到底拒絶することはできず、国体の護持を図り、占領政策を穏便に進めるようにするためにも、前述の通り承諾に及んだのである。このような経緯は、当時米国と極東政策で反目していたソビエト連邦の動向や、天皇の戦犯を強く主張するオーストラリアらの動きを一刻も早く封じてしまいたいとの思いが、大きく作用していた。もっとも本来ならば、このような進駐軍総司令部の脅迫じみた提案自体が後述する国際法的には違反するものである。

(3) これらの経緯から、日本国憲法に対する評価は多様に分かれて国難化している。とりわけ第9条の戦争放棄条項については、日本国憲法の三大原理の一翼を担う、世界に誇る平和主義として評価されているものの、一方では進駐軍の米国から押し付けられた押し付け憲法であるとの批判にもさらされている。

ハーグ陸戦条約において「統治の根幹に係る制度を占領下で変更することは禁じられて」おり、国の基本的仕組みは変えることができないのであるから国際法違反²³⁾となり無効憲法であるなどとの主張がある。これは日本人の手で書き改めることで占領憲法を清算したいとの、憲法改正を目指す勢力からの意見として集約されている。

その対極的には、とくに戦争放棄を謳う憲法第9条に特筆すべき価値があるとして、このような世界に類のない平和主義憲法を指一本触れさせないとする勢いで憲法を護るべきであると主張する勢力や、護憲を主張しながらも自衛権までは放棄していないとする考え方などには強く支持されているなど、いわば百家争鳴的色彩を帯びており、これらが国論を統一できなくしており、現行の日本国憲法に統一の見解が根づかない不幸をもたらしている。

私が注目しているのは、前述4(1)でも評価したが更に詳細に述べると、1946年4月に婦人参政権が認められた初の普通選挙となった「衆議院総選挙」で選ばれた議員による審議を得て、1946年8月に衆議院を通過し（賛成421対反対8）、10月には帝国議会の最後開催²⁴⁾となった貴族院でも通過して（賛成298対反対2）、其々で一部手も加えられて、枢密院の諮詢、天皇の裁可を経て成立していることである。1946年3月6日の憲法改正

20) 著者注釈補正

21) 著者注釈補正

22) 慶野義雄・高乗正臣『亡国の憲法』展転社 2018年 40頁

23) 1910年のハーグ陸戦条約では、「統治の根幹に係る制度を占領下で変更する」ことを禁じている。同条約は宣戦布告や戦闘員・非戦闘員の定義などを定めており、日本も米国も署名している。但し、この占領下とは、交戦中の占領下のことをいうので当てはまらないとする説もある。

24) 降伏後も、帝国議会は第88回臨時会から第91回臨時会まで開催され、最後の帝国議会となったのは、1947年3月31日開催の第92回通常議会で、この開催を以って衆議院は解散し、貴族院は停会となり、同年5月3日の日本国憲法の施行と同時に国会に移行した。この最後の通常議会で、旧独占禁止法などが成立している。

草案要綱の公表以来、改正手続きに8箇月を要して、1946年11月3日に公布された。

私は、このように帝国憲法第73条の規定を全て踏んでいる点と時間的な点を、進駐軍総司令部の管理下であったものの、法治国家としての体面を確り保って粛々と進めた政府の行動と日本国民の判断は日本国の誇りであり高く評価するものである。これらの事実を照らして、帝国憲法第73条の改正手続きを踏んで施行された日本国憲法は、第二次近衛内閣により制定された国家総動員法²⁵⁾やナチス政権下の全権委任法²⁶⁾のような悪法でないから、民主制を重んじた正当なものとして評価するのが妥当と考える次第である。

(4) 本稿では、1(1)で述べたように、教職科目「日本国憲法」において、教員を目指す者に相応しい中庸性が担保されていて、大学授業が展開されているかを判別するためのスクリーニングを行おうとしている訳である。ではそのスクリーニング対象にはいかなる日本国憲法の事項が適正であるかを考えるに、憲法問題としての捉え方や考え方が政治思想的立場から相当に隔たりがある事項が適切である。そうすると、「憲法成立過程」の捉え方、「自衛隊や自衛権に係る憲法第9条」についての政治的立場を判別対象とすることが妥当と考えた。

なお、「天皇の元首化」の賛否や、「緊急事態条項」についての是非も問いたいところであるのだが、今回は大学シラバスからの紙面調査の対象として、授業日ごとの項目（各講義日における授業内容の題目のこと）の範囲内としていることから、判別情報の収集の困難が予想されるので今回は外すことにしている。

5. シラバス・スクリーニングの方法等について

(1) シラバス・スクリーニングは、原則として次の方針・方法等に則って実施した。

〔方針〕 いわゆる大規模大学でない私立大学であって、法学部を設置していない大学を対象とした。

理由は、私立大学に限って対象としたのは、私立大学が各々に建学の歴史的な使命と独自の個性ある建学の精神を以って大学運営しており、その独自性故

25) 国家総動員法。第一次近衛内閣が、1938年に帝国議会に提出し制定された、日中戦争の長期化による総力戦を遂行するための法律。人的資源・物的資源の統制運用を勅命や政府の判断で出来ることになっていた。「勅命委任範囲が広すぎて違憲の疑いがある」などと議会の実質的活動が制限される故に、多くの反対もあったが、近衛内閣の議会解散と、「集会・大衆運動制限・禁止条項」や「新聞の発刊停止条項」の削除、「国家総動員審議会の設置」の修正追加される妥協により、「国家総動員法を濫用しないこと」「平和的な外交政策をとること」との付帯決議がなされた上で、結局のところ議会通过した。制定後数回改正がありその都度統制強化が図られていった。

26) 全権委任法。1933年3月に、ドイツのヒットラー内閣が、国会議事堂放火事件などで世情不安を煽る中で、事実上の一党独裁化しその下で、内閣に絶対的権限を付与する法律を制定した。これによりワイマール憲法による議会制民主主義は崩壊させられた。この法律は、内閣に対して、何と、ワイマール憲法に拘束されずに無制限の立法権を賦与し、大統領権限は維持しておきながら、議会の立法権を完全廃止に近い有名無実化させるものであった。

日本の国家総動員法と、近似のものとする誤解があるが、まったく異質のものである。その違いには、天皇の統治権の存在、多党下での審議、権限は資源系に限定、事後も帝国憲法は正常に機能しているなどが挙げられる。

に、個性的で柔軟な教育方針を有しているのではとの期待からである。

法学部以外の大学を対象としたことは、一般教育科目の教養憲法を対象としていることから、憲法の専門研究を所属大学で行っている法学部教員による憲法的な影響が少ないことを期待しているからである。

大規模でない大学を対象としていることについては、いわゆる総合大学ではないので教員構成の専門領域にも限りがあり、その中で決まった人件費や研究費をやり繰りしながら、一般教育科目であって教職課程の科目でもある「日本国憲法」に対して教員確保を図ってその授業を成立させていることが、私立大学の現状経営を垣間見ることでもできるのではとの副次的な期待からである。

[対象数] 全国の私立大学604大学（平成29年度学校基本調査 文部科学省）のうち、概ね1割強の数に当たる大学と、そこに私が教員として関わっている大学（名古屋芸術大学、京都華頂大学）を加えた63大学とした。

地域性については、東日本2：中部1：西日本2としている²⁷⁾。

[方法] スクリーニング対象の大学は次の方法により抽出した。

- ①総合大学及び法学部を有する大学を概ね除いた大学を対象として、当該大学名を記したカードを、地域別の抽選箱に入れて籤引き方式にて抽出した。
- ②抽出した大学であっても、シラバス非公開やパスワードによる制限がある場

表1 対象として選定された63大学

西日本地区	中部地区	東日本地区
24大学	15大学	24大学
京都華頂大学、佛教大学、 京都橘大学、京都造形芸術大学、 京都ノートルダム女子大学、 花園大学、光華女子大学、 平安女学院大学、大阪女学院大学、 大阪芸術大学、大阪人間科学大学、 関西外国語大学、四天王寺大学、 関西福祉大学、大手前大学、 畿央大学、奈良大学、天理大学、 武庫川女子大学、 広島工業大学、川崎医療福祉大学、 別府大学、鹿児島国際大学、 沖縄キリスト教学院大学	名古屋芸術大学、愛知学泉大学、 名古屋女子大学、名古屋造形大学、 名古屋音楽大学、愛知淑徳大学、 椋山学園大学、名古屋文理大学、 愛知みずほ大学、名古屋学院大学、 岡崎女子大学、浜松学院大学、 鈴鹿国際大学、鈴鹿大学、 皇学館大学	北海商科大学、藤女子大学、 茨城キリスト教大学、共栄大学、 埼玉学園大学、多摩大学、 文星芸術大学、東京純心大学、 女子栄養大学、文化学園大学、 東京農業大学、二松学舎大学、 国立音楽大学、桜美林大学、 女子美術大学、愛国学園大学、 東洋学園大学、常盤大学、 川村学園女子大学、 昭和音楽大学、横浜商科大学、 鎌倉女子大学、湘南工科大学、 新潟工科大学
授業数⇒33個	授業数⇒22個	授業数⇒32個
[参考短大] 鳥取短期大学	[参考短大] 名古屋短期大学、 大垣女子短期大学	

27) 東日本は、甲信越を含む関東以東。中部は、愛三岐3県に静岡県と北陸3県を加えた地域。西日本は、近畿地方の滋賀県以西としている。

合には閲覧が不可能なことから、その時点で対象外として再度籤引き方式にて抽出した。また、担当教員の経歴が全く不明な場合についても同様の措置とした。

③シラバスは、原則として2018年度のものを使用した。

これらの結果、表1のとおり63大学を抽出し選定した。そしてスクリーニング対象となるシラバスの数（以下、「授業数」という。）は87個である。大学数よりも数が多いのは大学によっては、複数教員による授業科目体制を組んでいるからである。

なお、表内には、短期大学の日本国憲法授業のシラバスも知っておくために、参考として調査した短期大学3校も掲載している。

(2) 担当教員の専攻は表2の通り。当然とはいえ「憲法」を専門とする教員が三分の一強。これに加え、刑法・刑事学、教育行政法を専門領域とする公法系の教員が55%。私法系は、弁護士等の実務家が民事法関連を主体とする仕事に就いていることからこれらを加えても18%に留まっている。

他には、法哲学（5人）、労働法（3人）、教育学（3人）を専門としているのが目に留まり、キャリア論や心理学などの法学以外の領域を専門としている教員もいた。

表2 担当教員の専門領域（表内数値で記載のないものは人数）

政治学	法律研究						実務
	公法系				私法系		
政治学	憲法	刑法・ 刑事学	教育 行政法	国際法	民法	会社法	弁護士他
4	30	10	4	2	5	4	7
	34%				10%		
	53%				18%		

また、学位については、法学の博士学位を有する者は15人、法科大学院修了の法務博士の専門職学位を有する者が2人。法学の修士学位を有する者が43人と合わせて法学系が60人に及び、全体の68%を占めている。教育学や政治学の修士の学位を有する者も其々3人おり、これらの者も合わせると修士以上の学位を有する者は66人となる。一般教育科目の日本国憲法を担当する教員の76%に達することになる。他にも弁護士が実務家としての非常勤講師として、日本国憲法の授業を担当しているケースが数人ある。

(3) 授業を担当する教員の専任・非常勤は表3の通り。専任教員が3割。それ以外は非常勤講師が担当しているが、その凡そ三分の一は他の大学で専任教員をしている。専らの非常勤としての教員が全体の三分の一という数にも注目がいく。

表3 担当教員の専任・非常勤（表内数値で記載のないものは人数）

担当教員の専任と非常勤					
専任教員		非常勤講師			
法学部以外の専任教員	法学部の専任教員	他大学専任教員の兼務講師		専ら非常勤講師の職務に在る者	弁護士・司法書士・企業勤務等の実務家
		他大学の法学部専任教員	他大学の法学部以外の専任教員		
27	0	14	9	27	10
31%		26%		31%	11%

6. 調査結果

——「調査結果とその解説」について

(1) スクリーニングの結果一覧は、資料1、資料2及び資料3の通りで、これらは全て大学ホームページなどで公開されている情報を集めてまとめたものである。資料の詳細は最後尾に掲げているが、原資料には記載のあった教員名、他大学との関係、そして学歴に関しては悪用防止の為に割愛している。

私は、この調査中に日本国憲法の授業で極端に或いは相当程度で、取扱い領域が人権論に偏っているものが幾つもあることに気付いた。そこで、法学部において、私の知る範囲でよく使われている教科書を分析し、人権論の比率を調べてみることにした。その結果は、下表「主要憲法テキスト」一覧で示した通り。

京都大学名誉教授の佐藤幸治先生は、佐々木惣一博士から続く京大憲法学派²⁸⁾の直系の先生で、流石に憲法学の大家だけあって人権と統治の比率がほぼ同じ。

護憲派又は人権派と呼ばれている先生による2、4の教科書は、人権取扱比率が高く50%後半から64%と人権論の講義が中心となっている。東大憲法学派の宮沢俊義博士²⁹⁾

28) 「京大憲法学派」と通称的に言われることがある。京都大学名誉教授であった佐々木惣一博士（1878～1965）の学恩に繋がる流れ。佐々木博士は、大東亜戦争終結直後には、内大臣御用掛として、近衛文磨元首相が進めることになった日本独自の憲法改正調査に、学識者として協力し原案作成に従事した。大日本帝国憲法を評価しこれを大幅に改めることには反対していた。大石義雄博士（1903～1991/京都大学名誉教授）は、直弟子であり、宮沢博士の八月革命説に猛反論し、現憲法を欽定憲法と主張し、日本の歴史と伝統に基づいた憲法解釈を重視して、自衛隊合憲論、靖国神社国家護持合憲論や憲法改正無限論を論じた。また、京都産業大学法学部創設に参画し長らく同大学法学部長を務めていた。なお、門下生の憲法学者には、阿部照哉（1929～）京都大学名誉教授・元近畿大学学長や榎原猛（1926～2004）大阪大学名誉教授などがある。佐藤幸治（1937～）京都大学名誉教授もこの京大憲法学派の本流ではあるが、大石憲法学の超保守的な考え方とは一線を画している。

29) 「東大憲法学派」と通称的に言われることがある。東京大学名誉教授であった美濃部達吉博士（1873～1948）の学恩に繋がる流れで、実質的には、その弟子であった宮澤俊義博士（1899～1976）の門下生の憲法学者とその者達に師事している学者の繋がり。日本の憲法学の本流とみなされており、憲法研究のみならず、政界や言論界においても、大きな影響力を有している。宮澤博士は、大日本帝国憲法から現行の日本国憲法への移行は、天皇主権から国民主権に代わるなど、全く異質なものとしての憲法改正であって、改正の限界を超えており、その法的説明として、革命と同程度の社会的変革によって制定に至ったと論じた。これは法的見地からの「八月革命説」と呼ばれている。また、立教大学法学部の創設では、中心的役割を果たしている。直弟子に護憲派憲法学者として著名な芦部信喜東

主要憲法テキスト		総頁数(人権編と統治編の各頁数-①) (人権取扱比率=人権編頁数÷①の合計頁数)		
1. 日本国憲法論	佐藤幸治 京都大学名誉教授 2017年 成文堂	691頁(人権282 統治284)	49%	
2. 憲法 五版	辻村みよ子 東北大学名誉教授 2016年 日本評論社	563頁(人権243 統治195)	55%	
3. 憲法	戸松秀典 学習院大学名誉教授 2015年 弘文堂	511頁(人権325 統治103)	76%	
4. 憲法 五版	芦部信喜 東京大学名誉教授 2011年 岩波書店	400頁(人権202 統治124)	64%	
5. 憲法	渋谷秀樹 立教大学教授 2008年 有斐閣	731頁(人権360 統治282)	56%	
6. 日本国憲法全訂四版	長尾一紘 中央大学教授 2012年 有斐閣	329頁(人権143 統治127)	53%	
7. エレメンタリ憲法新訂版	西 修 駒澤大学教授※ 2010年 成文堂	329頁(人権143 統治127)	53%	
8. 日本国憲法講義	小林昭三 早稲田大学教授 © 2009年 成文堂	401頁(人権161 統治173)	48%	

氏名は著者。但し、※印は編著、©印は監修

に師事した直弟子であって、護憲派憲法学者の団体である全国憲法研究会代表であった、芦部信喜先生の教科書も人権論の領域が六割半を占めておりとても高い数値となっている。表にはないが、芦部先生の学問的弟子筋で、立憲デモクラシーの会や国民安保法制懇の呼びかけ人でもある、長谷部恭男東京大学名誉教授（現：早稲田大学教授）の著書『憲法 六版』（2016年、新世社）も人権部分の取り扱いが統治論よりも相当に多くなっている。（総頁数473／人権220：統治160 人権取扱比率58%）

一方保守系と思われる先生による6、7、8の教科書は、逆に人権取扱率は50%前後で低めに出ている。

(2) 日本国憲法の条文数からみると、人権論と統治論の比率は36：64であるが、上表の憲法の教科書8冊に関しての頁数では、平均として人権論と統治論の比率は55：45となっており、概ね「人権論6」：「統治論4」というのが妥当な比率だと判断している。

では、スクリーニングした大学授業では、どのような講義回数となっているのか。その数値をまとめたものが次表である。なお、その他とは、講義スタート時の講義概要の説明、復習又は総論的な授業などの内容を指している。

歴史	人権編	統治編	9条関連	改正動向	その他
66	634	314	63	31	197
総講義数1305 (87授業数×15回講義)					

※歴史＝立憲主義の形成史や憲法制定過程など

※9条関連＝9条の解説、戦争放棄・平和主義の論理、自衛隊の認否など

※改正動向＝憲法改正の時事的な動き

このように講義の数ごとのテーマをまとめて分類した結果、人権論と統治論の平均的

京大学名誉教授（1923～1999）がいた。芦部博士が著した岩波書店刊行の『憲法』において、芦部博士逝去後は、その補訂者として知られることになった高橋和之（1943～）東京大学名誉教授や、集团的自衛権の解釈改正などに反対している長谷部恭男（1956～）東京大学名誉教授などもこの学恩繋がりである。

比率は「人権論7：統治論3」となる。これを本稿では、「平均比率値」と呼ぶことにする。また、講義回において改正動向を取り扱っていて、シラバスの講義内容の説明で「平和」又は「戦争放棄」をキーワードとしている場合は、授業概要の説明と相まって推察すると、憲法改正に反対の意見を授業に組み込みこんでいると思われる。

なお、採用教科書については、大学の一般教育科目としての「日本国憲法」の授業に使用する教科書としては政治的意図を感じる箇所の記述も若干あり、違和感もあるが、それは微小であり、大きく問題視するには至らないものと思う。

(3) 私は、前述したように、シラバスによる書面調査中に、日本国憲法の授業配分における人権論と統治論の取扱比率が著しく偏っている大学があることに気付いた。（その殆どは人権論が統治論を上回るケース）

憲法テキストでの人権論と統治論の頁数による取扱比率の調査で、東京大学法学部で憲法学を学んだ先生方の著書は、人権論に頁数を多く割く傾向がある。この理由は、戦後の東京大学で憲法学をリードしてこられた、宮澤俊義博士が人権論の研究を中心に捉えた講座を持っておられたからだと思う。弟子の諸先生方も必然的に人権論を中心に据え、その著書も統治論よりも人権論に多くの頁数を割く傾向にあるのも素直に頷ける次第である。そしてこれらの先生方に共通するのは護憲を旨とする憲法学者ということでもある。ということは、人権論の取扱比率が相対的に著しく高いような場合には、教職科目としての日本国憲法の授業の中庸性が保たれていない可能性もあると考えられる。

それ故に、当初考えていたスクリーニングの判別対象事項に、人権論と統治論の授業数比率たる「人権取扱比率」も加えて、スクリーニングの成果を発揮させていきたい。

(4) これらの理由により、次の①から④のスクリーニングの判別対象事項に照らして資料1～資料3のシラバス一覧を活用してスクリーニングを実施した。

- ①平均比率値を1割程度超えて「人権取扱比率八割以上」となっているもの。
- ②①に加え、9条の解説か時事的な改正動向の何れかを1講義以上で組み込んでいて、且つ「平和」又は「戦争放棄」をキーワードとしている。
- ③憲法成立史（憲法成立の過程）を1講義以上で組み込んでいて、且つ「マッカーサー草案」又は「押し付け憲法」などをキーワードとしている。
- ④特記事項として他に余り例のない事項がある。

(5)①その結果として、次のことが判明した。（括弧内の数値は人権取扱比率を指す。）

東日本地区では、茨城キリスト教大学の1科目（89%）、女子栄養大学（83%）、女子美術大学の1科目（91%）、多摩大学（91%）、川村女子学園大学の1科目（83%）、新潟工科大学（86%）。

中部地区では、愛知みずほ大学（100%）、椛山女学園大学の1科目（92%）。

西日本地区では、平安女学院大学（92%）、四天王寺大学の1科目（91%）、川崎医療福祉大学（93%）、別府大学（92%）の1科目。

合計12大学での授業があぶり出てきた。何れもが、人権取扱率が80%と高く、平均比率値と比較しても統治論のそれを大幅に上回っている。

②これらのうちでも、憲法第9条の解説や時事的改正動向に講義を一回も割り振っておらずこれらの政治的機微な問題の取り扱いに淡白な五大学（女子栄養大学、新潟工科大学、椋山女学園大学、四天王寺大学、川崎医療福祉大学）の授業は、中庸性が保たれていると推察できるのでこれらは除くことにした。

また、別府大学の授業については逆に統治論の方が9割を超えているが、採用教科書もいたって一般的なものであり違和感もない。その理由をシラバスから読み取るとは困難である。もっとも当該大学では日本国憲法を三人の教員が、其々の担当として3授業科目用意していることから、仮に不都合な内容の授業があったとしても他の教員の授業科目を受講できるので、総合的に中庸性は確保されているとして、当該大学も除くことにした。

このようにして都合6大学の授業を除くことになった。したがって、残り6大学の講義についてスクリーニングの照射をして、一般教育科目であって教職科目としての「日本国憲法」の授業内容が、教員を志す者に対して、確りと中庸性を維持されているか否かについて、その問題点を明確にしていく。

7. 結語として

本節では、当該6大学の授業について、教員を養成する視点での中庸性の維持に関しての問題点を指摘し、説明する。（本節においては、担当教員名を判別できないように、アルファベットを使用し匿名化している。また、大学名も十干³⁰)を使用し匿名としている。）

対象とした6大学の授業全てに共通していることは、人権取扱率が8割以上と、極端に人権論に偏っていることであり、しかも「天皇」を一切取り扱っていない。その中でもとりわけ、甲大学のA先生、乙大学のB先生、丙大学のC先生、戊大学のE先生は、統治論を1講義しかシラバスに入れていない。丁大学のD先生に至っては、統治論を一切取り扱っていない。これは余りにも極端なことであり、統治論としての財政や地方自治などの説明まで尽くしきれてないのではないだろうか。

しかも、乙大学のB先生は、こともあろうに沖縄の地元新聞で、反米軍基地、非武装中立などの立場を鮮明にしているリベラルの誉れ高い沖縄タイムスの購読を学生に薦めている。私は、首都圏の学生に毎回沖縄タイムスを使って予習をさせようとするには、とても違和感がある。また、己大学のF先生は、シラバスに露骨に首相の靖国神社参拝を問題として取り上げているが、実際の講義では他の意見を顧みない批判的内容で取り上げられているのだろうとの想像に難しくはない。6大学の授業の中でも、甲大学のA先生、丙大学のC先生、己大学のF先生は、共にキリスト教系の大学か、又はキリスト教関連の研

30) 十干（じっかん）とは、甲・乙・丙・丁・戊・己・庚などの十の要素からなる集合のこと。

究者であるのも気になるところである。

何れにしても6大学の授業に対して、リベラル色の濃さを感じ取ることができる。そして、教職課程の学生に対しても偏向的政治思想により講義がなされ、それらの学生に選択の余地を与える知識や情報の提供が行われていないと思われる。もっとも、これらの6大学の授業のうちでもその半分は、別の教員が平均的な日本国憲法の授業を展開していることから、選択肢としてはそちらを選ぶ手段が残されており中庸性も保たれている。

したがって結局のところ、87の授業数のうち3大学、即ち丙大学のC先生、戊大学のE先生、己大学のF先生の三つの授業が極端に担当教員の政治思想が反映されていて、しかも学生は大学内では当該科目のみでしか日本国憲法を学ぶ余地はないということ。よって、これらの大学においては、是非複数教員による授業科目の展開を行う措置が講じられることを期待している。

結語としては、シラバスから日本国憲法の授業の内容までを突っ込んで知るには限界があったものの、中庸性が求められる教員養成の科目であるにも拘らず、偏向的な教育が行われている可能性のある大学が三つあるという事実が判明した。

本稿は、一般教育科目「日本国憲法」の授業の実態について、全国の私立大学の概ね1割に相当する63大学、87授業数のシラバスを通じて調査している。その結果として、一部の大学講義において偏向的な教育が実施されている可能性が浮き彫りになった。今回は、いわばサンプリング調査であったことを鑑みると、全国の大学においては相当程度の大学で同様なことが行われているとの予想がつく。これは特に教職課程の日本国憲法の授業についての新たな教育課題ではなかろうか。本稿における調査・分析は、これらを問題として捉える切っ掛けとなったことに意義があると考ええる。

なお、シラバスの紙面調査では、法学部教員の一般教育科目に与える影響や私立大学の経営状況などを副次的に知れるかもとの期待には限られた文字情報による限界があり応えることはできなかった。

資料 1

NO	大学名・教員名・職位・学位・専門領域			15回講義の内訳							内容～ひとコマ構成					教科書/出版社	特記事項	
				歴史	人権	統治	9条解説	改正動向	戦争放棄9条	改正動向	立憲主義	天皇	憲法成立史	明治憲法				
1	1	北海道大学 非常勤講師/	少年法	1	4	6	1	1	○9条	○			○			はじめての憲法学 三省堂	裁判に4コマ	
2	2	藤女子大学 教授 文化総合学科	憲法学		8	2		1		○	◎					平和と人権の憲 法学法律文化社	立憲主義を現代課題に合 わせて2コマ	
3	3	茨城キリスト教大 非常勤講師/	教育法		5	6	2		○平和 戦争放棄			○					前文1コマ	
	4	茨城キリスト教大 非常勤講師/	憲法学		8	1	2		◎平和 戦争放棄							国家と社会の基 本法 成文堂	違憲立法審査権1コマ	
4	5	東京神心大学 非常勤講師/		1					○自衛隊 自衛権				○			初版「目で見る憲 法」有斐閣		
5	6	女子栄養大 客員教授/	憲法		10	2		1	○平和	○	○					声部憲法 岩波書店		
6	7	文星芸術大 非常勤講師/	刑事法		5	6	1		○平和		○	△				憲法要説 成文堂		
7	8	文化学園大 非常勤講師/	商業登記法	1	6	5	1		△平和	○	○		○			18歳からはじめる 憲法 法律文化社		
8	9	東京農大 非常勤講師/	刑事法		8	4		1	△平和	△						いちばんやさしい 憲法入門 初宿 アルマ	9条改正、96条改正、国 民投票法	
	10	東京農大 非常勤講師/	政治学	2	9	2	1		○9条	△			◎			押し付け憲法論1コマ、9 条と自衛隊、憲法制定、死 刑存廃論1コマ		
	11	東京農大 非常勤講師/ 神戸薬科大教授/国立保健医療研究所	医療統計学		10	4	1		○平和									
9	12	二松学舎大 政治経済学部教授/早稲田大大学院法務士	憲法学	1	4	4	1	1	○9条	○	○	○	○			基礎日本国憲法 成文堂	解説、9条解釈要説、天皇 の機能と象徴天皇の意義 各1コマ	
10	13	国立音楽大 非常勤講師/他大学教授	憲法	2	6	4	1		○9条	△	○	○	○			よくわかる憲法 ミネルヴァ書房	明治維新から改憲、憲 法制定過程に各1コマ	
11	14	桜美林大 教授/	国際法	3	5	5		1			○	△	◎	○		憲法読本 岩波ジュニア新書	憲法制定過程に2コマ	
	15	桜美林大 非常勤講師/		1	4	6	1		○平和				○			大学生のための憲法 君塚編		
12	16	女子美術大 非常勤講師/他大学教授	憲法	2	10	1	1	1	○平和	○		△	○	△		新スタンダード憲 法 尚学社	沖繩タイムスの産廃	
	17	女子美術大 芸術学部教授/	比較憲法	2	8	1	1	1	○戦争放棄	○		○				新スタンダード憲 法 尚学社	各国憲法事情に1コマ	
13	18	常盤大 国際学部教授/	国際法	1	8	5			△平和		○		○伊藤			伊藤真憲法入門 日本評論社		
14	19	愛国学院大 非常勤講師/	民法	1	5	7	1		○平和					△		憲法読本 岩波ジュニア新書		
15	20	共栄大 専任講師/	教育学	1	5	5					◎	△	○			解説教育六法	民主主義原則に2コマ	
16	21	多摩大 非常勤講師/	法哲学 カトリック系	10	1	2	1		◎平和	○	○					いちばんやさしい 憲法入門 アルマ	平和主義2、制定時の国民 世論1が「統治」「法学」日 本国憲法1	
17	22	東洋学園大 非常勤講師/	刑事訴訟法	10	1						○						無し	
18	23	川村学園女子大 非常勤講師/	医専法・生命倫理	1	7	4	1		○9条		○					池上彰の憲法入門 ちくまぷりまー新書	社会権3コマ、集団的自 衛権。	
	24	川村学園女子大 非常勤講師/	法哲学	10	2	1			○平和							教職課程のための憲 法入門 弘文堂		
19	25	埼玉学園大 非常勤講師/	刑事学	1	7	4	1	1	○平和	○		○	○			憲法のおもしろさ 北樹出版	中立・バランス良い、知憲	
20	26	昭和音楽大 教授/	憲法学	1	5	4	1	1	○平和	○	○	○	○			若大生のための憲法講義 泉誠 共栄出版		
21	27	横浜商科大 商学部准教授/	民事法	1	9	3	1		○平和		○						9条の解説を紹介	
22	28	鎌倉女子大 家政学部教授/	保険法	7	4	1			○平和									
	29	鎌倉女子大 非常勤講師/	会社法	7	4	1			○平和									
	30	鎌倉女子大 非常勤講師/	憲法	10	3		1			○	○					リアルタイム法学 憲法 北樹出版		
23	31	湘南工科大 非常勤講師/	アジア事情	1	5	3	1		◎9条					○			無し	
24	32	新潟工科大 工学部准教授/	刑事学	12	2												花岡 法令で学ぶ 人権 アルタク社	

資料 2

NO	大学名・教員名・職位・学歴・専門領域		15回講義の内訳						内容～ひとコマ構成					教科書/出版社	特記事項				
			歴史	人権	統治	9条解説	改正動向	競争放棄9条	改正動向	立憲主義	天皇	憲法成立史	明治憲法						
25	33	名古屋芸術大学 人間発達学部 教授	労働法	1	4	3							○	△		○	△	ガイドブック法学 堀崎野書院	【法学】、法学雑誌、労働法、民法 、経済法、会社法、憲法
	34	名古屋芸術大学 非常勤講師	社会保障法		7	6												福島の「どうなっ ている日本憲法」	
	35	名古屋芸術大学 非常勤講師	比較憲法		7	4	1	1	○平和	◎					△			無し	憲事力の抑制視点で
26	36	名古屋造形大学 造形学部教授	教育学	4	3	1	2	2	◎9条									無し	解題を通じて「憲法と政治」を論議、憲 法と文化、教育と政治の関係を論議、改 正の意義
	37	名古屋音楽大学 非常勤講師	憲法		7	6	1		○平和									ケースで学ぶ憲法 ナビ みらい社	
28	38	愛知学院大学 現代マネジメント学部准教授	憲法学	1	7	2	1	1	◎9条					○				初版「目で見る憲 法」有斐閣	「権力・交際権」「象徴天 皇」各1コマ
	39	福山女子学園大学 非常勤講師	憲法学	1	7	1									○			憲法の「まへ」日本 と「ナイス」英文書	法学2コマ、イギリス憲法 2コマ
★	40	福山女子学園大学 講師	憲法学 弁護士		12	1			○安全保障 9条						○			無し	特徴なし
	41	福山女子学園大学 非常勤講師	憲法学		7	6	1		○安全保障 9条						○			ケースで学ぶ憲法 ナビ みらい社	
	42	大塚女子短期大学 非常勤講師	法政学		6	5	1		◎9条		●							無し	立憲主義とその歴史に力点を、憲法 の歴史観に特長的
30	42	愛知淑徳大学 現代社会学部教授	日本政治史	2	7	4							○	○	○			デモクラシーと国 家 成成堂 西尾	
	43	愛知淑徳大学 非常勤講師	刑法	1	7	3	2		◎9条						○			ローチハイリス流 学入門 法律文化 社	押し付け憲法論にコマ
31	44	愛知淑徳大学 非常勤講師	憲法学		6	3	2	1					○					無し	法とは何か→2コマ
	45	名古屋文理大学 非常勤講師	心理学		10	3	1		◎9条									いちはんやしい 憲法入門 アルマ	参考書に木村専次「憲 法の急所」
32	46	愛知みずほ大学 非常勤講師	法哲学	1	10	0	なし	2	◎平和						○			いちはんやしい 憲法入門 アルマ	日本国憲法の未来にコマ 統治がない
	47	名古屋学院大学 現代社会学部教授	憲法学	2	5	3	1		○平和				○					無し	
★	48	名古屋学院大学 非常勤講師			8	4	1	1	○平和	○								無し	
	49	名古屋短期大学 保育科 助教	ジェンダー法		7	5												マンガでわかる憲 法入門 ナツメ社	
34	50	岡崎女子大学 非常勤講師	刑法	2	9	3												声部 憲法 岩波書店	
	51	名古屋女子大学 非常勤講師	刑法	1	8	6	1		◎9条	○	●	○	○					改正正→時代遅れか、最先端+判 例に力点、各章題名にも憲法	
36	51	浜松学院大学 非常勤講師	会計学、実務家		8	5	1	1	◎9条									世の中がわかる 憲法ドリル 平凡 社新書	課目名「現代の法律」、安 全保障法、集団的自衛権、 能力保持に重点
	52	鈴鹿国際大学 非常勤講師	東洋法制史	1	1	7	1		◎9条			○						異議課取も	法学、民法各2コマ
37	53	鈴鹿大学 非常勤講師	東洋法制史	2	0	なし	7	1	◎9条				○		○			無し	
	54	皇学館大学 現代日本社会学部教授	憲法	1	7	5	1	0	◎9条				○	○				教養憲法11章 堀崎野書院	
40	55	佛敎大学 非常勤講師	憲法		10	3												憲法判例50! 有斐閣	
	56	佛敎大学 非常勤講師	憲法		10	4												一歩先への憲法 入門 有斐閣	
41	57	佛敎大学 非常勤講師	憲法	1	8	3	1	1	○平和	○								教職課程のための 憲法入門 弘文堂	
	58	京都橘大学 非常勤講師	憲法		9	3												いま日本国憲法 は 法律文化社	
42	59	京都橘大学 非常勤講師	憲法学		9	3												プラクティクス法学 院 成文堂	
	60	京都・トールダム女子大 非常勤講師	キャリア論		1	8	3								○			スタヂ/憲法 法律文化社	課目名「憲法と人権」
43	61	京都造形芸術大学 教授	法社会学	1	6	3	2		◎平和						○			無し	平和主義コマと関連の 成立過程コマ
	62	花園大学 非常勤講師	政治学 /大経大法学修士	2	5	1	2	2	◎9条安民法	改憲◎護憲				◎				無し	中憲保ち改憲
44	63	京都華頂大学 非常勤講師	比較憲法	2	8	3		1							○			スタート憲法 成文堂	課目名「G17と法律(日本 国憲法)」比較憲法 OK

資料3

NO	大学名・教員名・職位・学段・専門領域	15回講義の内訳							内容～ひとコマ構成					教科書/出版社	特記事項	
		歴史	人権	統治	9条解説	改正動向	戦争放棄9条	改正動向	立憲主義	天皇	憲法成立史	明治憲法				
46	64 光華女子大学 非常勤講師	民法 女性学	1	9	2	1	1	○平和 戦争放棄							種福の「どうなっ ている日本国憲法」	
	65 光華女子大学 非常勤講師/	憲法学		8	3	1		○平和		○					伊藤真憲法入門 日本評論社	他に法にコマ
47	66 光華女子大学 非常勤講師/	商学		6	5		1		○						初宿「目で見る憲 法」有斐閣	
	67 平安女学院大学 非常勤講師/	労働法、社会保障法		12	1	1		○平和								所掌の靖国参拜問題
48	68 大阪女学院大学 非常勤講師/	教育行政法	1	10	4							○			初宿「目で見る憲 法」有斐閣	
	69 大阪芸術大学 教養課程教授/	行政法		9	4		1		◎	○					ワンステップ憲法 嵯峨野書院	憲法は不磨の大典では ない
50	70 大阪人間科学大学 非常勤講師/		1	7	3	1	1		○			○				
	71 関西外国語大学 非常勤講師/	法律実務家		10	4											
52	72 四天王寺大学 非常勤講師/	人権論	2	8	3					○	△	△			日本国憲法講義 レジュメ集	法学コマ
	73 四天王寺大学 経営学部准教授/	憲法学	1	10	1							△			憲法の時間 有 斐閣	
53	74 関西福祉大学 准教授/	憲法		7	5										判例で学ぶ日本 国憲法	法学コマ
	75 奈良大学 文学部教授/	日本近代法史	1	7	5	1		○平和				○			はじめての憲法学 三省堂	
55	76 天理大学 非常勤講師/	法律実務家	2	7	2	1	1	○平和	◎			◎				①条解釈、重要影響等保安 法を記載。平等権や時 憲法編纂に力点 憲法への招待 法谷 岩波新書
	77 畿央大学 非常勤講師/	法律実務家		9	5	1		○戦争放棄		○						
57	78 武庫川女子大学 非常勤講師/	労働法	1	6	5	1	1	○平和	○		○	○			目で見る憲法 初 宿 有斐閣	社会権コマ、職業規制 半コマ
	79 武庫川女子大学 非常勤講師/	教育行政法		10	4										目で見る憲法 初 宿 有斐閣	しやけまのり
58	80 大手前大学 非常勤講師/	憲法		8	4	1		○平和								
	☆ ☆ 鳥取短大 教授 生活学科	刑法	1	5	6	1	1	○平和				○			憲法を学ぶ 嵯峨野書院	
59	81 広島工業大学 情報学部准教授	法哲学	1	8	3							○			テキストブック憲法 法律文化社	
	60 川崎医療福祉大学 非常勤講師/	憲法		13	1					○					改正版 日本国 憲法概論 西浦 大学教育出版	
61	83 別府大学 短大法学部教授/	教科教育論	1	4	5			○平和 戦争放棄			○					課目名「法学（日本国憲 法）」9条、戦争放棄
	84 別府大学 短大法学部教授	教育学	2	2	5	2		○平和 戦争放棄			○					同上～前文コマ、平 和、9条、戦争放棄
62	85 別府大学 文学部教授/	憲法		1	11	1	1	○平和							スタート憲法 成文堂	
	86 鹿児島国際大学 経済学部教授	経済法		7	6	1		○9条		○					種福の「どうなっ ている日本国憲法」	社会権にコマ
63	87 沖縄キリスト教学院大学 人文学部准教授	国際関係論	1	9	3	1		○平和							スタート憲法 成文堂	

※「内容～ひとコマ構成」の記号は授業数単位での取扱回数を示す。

● = 3回以上、◎ = 2回、○ = 1回、△ = 実績あり

参考文献

- 坂田仰・田中洋『教職教養日本国憲法 補訂第二版』八千代出版 2013年
- 網中政機編著『憲法要論』嵯峨野書院 2013年
- 長谷川日出世『基礎日本国憲法 改訂版』成文堂 2017年
- 佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂 2011年

- 大石義雄『日本憲法論 増補版』嵯峨野書院 1973年
池田実『憲法 第2版』嵯峨野書院 2016年
富永健・岸本正司『教養憲法11章』嵯峨野書院 2014年
芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法 第5版』岩波書店 2011年
小林昭三監修『日本国憲法講義』成文堂 2009年
辻村みち子『憲法 第5版』日本評論社 2016年
君塚正臣編著『ベーシックテキスト憲法』法律文化社 2017年
慶野義雄・高乗正臣『亡国の憲法』展転社 2018年
倉山満『右も左も誤解だらけの立憲主義』徳間書店 2017年
篠田英朗『ほんとうの憲法』ちくま新書 2017年
樋口陽一『いま、憲法改正をどう考えるか』岩波書店 2013年
加藤秀次郎『やがて哀しき憲法九条』展転社 2016年
杉原泰雄『日本国憲法と共に生きる』勁草書房 2016年
加藤一彦『教職教養憲法15話』北樹出版 2014年
安念潤司・青井美帆ほか編著『論点日本国憲法 第二版』東京法令出版 2014年
菱村幸彦『改訂新版 はじめて学ぶ教育法規』教育開発研究所 2015年
山本永之佑『新・日本近代法論』法律文化社 2002年
生駒正文・高田富男『ガイドブック法学』嵯峨野書院 2017年
倉持孝司『歴史から読み解く日本国憲法』法律文化社 2013年
各大学のホームページ